

令和4年度

地域密着型サービス  
介護予防・日常生活支援総合事業  
事業所集団指導資料

成田市福祉部高齢者福祉課

## 1.加算の届出について（地・総）

加算を算定する事業所は、算定する月の前月の 15 日（閉庁日の場合は直近の日）までに、所定の様式を提出してください。また、以下の加算については、提出方法が異なりますので注意してください。

### ●介護職員（等特定）処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算

加算を算定しようとする事業者は、毎年、加算の計画書を提出してください。通常は算定する月の前々月の末日が提出期限となっていますが、来年度分については、介護保険最新情報 vol.1119 号（令和 4 年 12 月 20 日付）より令和 5 年 4 月 15 日を提出期限とする予定の通知が出ているため、正式な期日については今後決まり次第通知いたします。また、加算を算定した事業所は翌年の 7 月末日までに実績報告書を提出する必要があります。

### ●サービス提供体制強化加算

令和 4 年度については、「サービス提供体制強化加算に関する届出書」及び「職員割合算出シート」を提出することで、次年度も算定できるよう取り扱っておりましたが、来年度以降については上記の提出を不要とし、各事業者において職員割合を満たしていることを確認し記録することで、加算を算定できるよう取り扱います。加算を新たに算定、終了する又は加算区分を変更する場合は、従来通り提出してください。

### ●事業所評価加算（介護予防通所介護相当サービスのみ）

提出期限は、加算を算定する年の前年度の 10 月 15 日です。提出は 1 度すればそれを取り下げない限り次年度以降は必要ありませんが、算定要件を明らかに満たさないとと思われる場合は、事業所に対し加算取り下げの案内をします。提出のあった事業所については、1 月中旬頃に国保連から算定要件の判定結果が届くため、各事業所に結果通知を送付します。

### ●ADL 維持等加算（地域密着型通所介護のみ）

加算を新たに算定する事業所は、算定する月の前年同月に「ADL 維持等加算の〔届出〕の有無」の提出が必要です。

## 2.介護報酬改定に係る経過措置への取組について（地・総）

令和3年度介護報酬改定にて、以下の取組が義務付けられました。いずれも3年の経過措置が設けられていますが、各事業所で検討し、余裕をもって実施していただきますようお願いいたします。

### ●感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を図る観点から、委員会の開催、指針の整備、研修・訓練を実施等が義務付けられました。

### ●業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合でも、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の作成、研修・訓練の実施等が義務付けられました。

### ●認知症介護基礎研修の受講の義務付け

介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護に直接関わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務付けられました。

### ●高齢者虐待防止の推進

利用者の権利の擁護、虐待防止の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会を開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが義務付けられました。

### 3.運営指導における指導内容について（地）

市では、地域密着型サービスの指定事業所に対して、指定有効期間に 1 回以上の運営指導を実施するため、毎年いくつかの事業所を訪問しています。

運営指導では、人員基準、職員の雇用の実態、運営規程や契約書等の内容、利用者が受けているサービスの内容等について、記録書類などをもとに確認していますので、日頃から書類の適切な保存に努めてください。

以下は、近年実施した運営指導の流れと指摘の事例です。なお、介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」）については運営指導を実施しておりませんが、指摘の事例については参考にしてください。

#### <運営指導の流れの例>

##### ①指導予定日の 1 ヶ月程度前

指導を行う日程、対象施設、必要書類等について市から通知いたします。事業所の皆様は、指導に係る事前提出書類や記録の整理を行ってください。

##### ②指導予定日の 1 週間程度前

事業所より市に対し、事前提出書類（※）を提出していただきます。

##### ③指導当日

指導員が訪問しましたら、受検する部屋へ案内の後、指導を開始します。基本的に、事前に提出のあったチェックシートの項目に沿って、記録等を確認いたします。時間は 1 サービスあたり 1 時間程度を目安とし、最後に簡潔な講評をして、指導は終了となります。

##### ④指導後

事業所に対し、指導の結果を通知します。その通知内容に従い、書類の修正や提出等の対応をお願いします。

※勤務形態一覧表（勤務実績表）、従業員の雇用契約書・賃金台帳、運営規程、入所契約書・重要事項説明書の様式、自己点検シートの写し 就業規則等

#### <運営指導での指摘事例>

##### ●勤務体制一覧表（勤務実績表）

- ・人員が基準より不足している。
- ・届出が必要な人員変更があったが市への届出がされていない。
- ・異なる事業所間で 3 つ以上の職種を兼務している。

●従業員の利用契約書

- ・非正規雇用から正規雇用になった職員の雇用契約書が更新されていない。
- ・勤務時間数から考えて、雇用保険に加入すべき人が加入していない。

●運営規程

- ・変更の届出が必要な事項について、変更届が提出されていない。
- ・通常の事業の実施地域の記載に不足がある。
- ・人員の記載に誤りがある。
- ・利用者等が確認できる位置に設置、掲載されていない。

●契約書や重要事項説明書

- ・加算の金額に関する計算式に誤りがある。
- ・職員体制の表記が正確でない。
- ・苦情担当窓口に介護保険課が記載されている。
- ・令和3年度介護報酬改定後の加算の表記及び説明に誤りがある。

●事業所情報

- ・運営推進会議での事業所の評価結果が公表されていない。
- ・HPや広告、チラシの情報が古いままとなっている。

**4.指定関連書類の様式変更について（地・総）**

様式については、国の様式に従い随時更新をしていますが、旧様式にて届出を作成し、届出の必要がない事項を届け出る事例もありましたので、事業所でご使用中の書類を見直しいただき、可能な限り新しい様式にて行っていただくようお願いいたします。なお、令和3年度以降、下記内容が変更となっております。詳細については、本市ホームページをご確認ください。

●主な変更内容

- ・押印・原本証明が不要
- ・総合事業における指定・更新申請に添付する書類を削減
- ・変更届出事項の変更

## 5.事故報告について（地・総）

事業所において、成田市介護保険サービスに係る事故報告取扱要領第3条に記載されている事由が起きた場合、市に対して、事故報告書（市ホームページ掲載）により引き続き速やかな報告をお願いします。また、事故のあった利用者の保険者が成田市以外の場合は、その保険者にも連絡をし、必要に応じて事故報告を行ってください。

### 【成田市介護保険サービスに係る事故報告取扱要領（抜粋）】

第3条 事業者は、次に掲げる事由があるときは、市長に報告をするものとする。

(1) 事業者側の過失の有無は問わず、サービスの提供（送迎、通院の間の事故並びにサービスの提供時間外に事業所内で発生した場合を含む。）により利用者が怪我をしたとき（医療機関での治療を要したものに限る。）又は死亡事故が発生したとき。

(2) 利用者が病気等により死亡した場合で、死因等に疑義が生じる可能性のあるとき。

(3) 利用者が事故発生から一定の期間を経て死亡したとき。

(4) 利用者が離脱したとき。

(5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する感染症のうち、一類感染症、二類感染症及び三類感染症を原則としたものについて、サービスの提供に関連して発生したと認められるとき。ただし、他の法令等に届出義務の定めがあるときは、これに従うこととする。

(6) サービスの提供に関わる職員（従業者）に法令違反、不祥事等が発生したとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、報告が必要と認められるとき。

※報告の必要性に疑義が生じた場合は、ご相談ください。

### 事故報告書を作成する際の留意点について

- ・5W1Hでの記載を心掛けてください。
- ・バイタル、SPO2等を記載する場合は、通常時の数値も記載してください。
- ・事故発生前後の経過を記載する際は、前兆、処置、親族等への報告やその後の経過等を具体的に記載してください。

### ヒヤリハットは十分に検証を

- ・ヒヤリハットが発生した場合は、事故につながらないように十分に検証を行ってください。

### 苦情対応について

- ・対応を統一できるように、マニュアル作成や研修等の取組を行ってください。

## 6.運営推進会議（介護・医療連携推進会議）について（地・総）

運営推進会議は事業者が自ら設置し、利用者の家族や地域住民の代表者等に、提供しているサービス内容を明らかにすることでサービスの質を確保し、地域との連携を図ることを目的とします。介護・医療連携推進会議は、これらに加え、地域における介護及び医療に関する課題について関係者が情報共有し、介護と医療の連携を図ることを目的とします。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響で通常どおりの開催が難しい場合は、資料を作成し運営推進会議の委員へ配布するようお願いいたします（書面での開催）。

### ●開催頻度の目安

<概ね2カ月に1回以上>

認知症対応型共同生活介護，地域密着型介護老人福祉施設  
地域密着型特定施設入所者生活介護，小規模多機能型居宅介護

<概ね6カ月に1回以上>

認知症対応型通所介護，地域密着型通所介護  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護

### ●構成員の例

①利用者または利用者家族

②地域住民の代表者

③市職員又は地域包括支援センター職員

④提供しているサービスに対して知見を有する者

の各分野から1名以上選出。介護・医療連携推進会議は、それに加えて地域の医療関係者から1名以上選出。

※③について、地域包括支援センター職員のみが参加する事業所については、市でも開催状況を把握しておきたいため、議事録を提出するようお願いいたします。

### ●議題の例

議題については一律の決まりはありませんが、下記のようなものがあげられますので参考としてください（すべてを議題とする必要はありません）。

- ・利用状況の報告（利用者数、平均介護度、イベントの開催、地域と交流等）
- ・事業所への要望・助言などの意見聴取
- ・職員研修の実施状況報告
- ・ヒヤリハットや事故等の報告と防止に向けた改善策
- ・運営上の課題
- ・利用者の健康管理に係る取り組み
- ・前回の運営推進会議で聴取した要望・助言への対応の報告

## 7.外部評価について（地）

認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所については、外部評価を実施することとされておりま  
す。実施方法は下記のとおりですので、引き続きのご対応をお願いいたします。

### ●認知症対応型共同生活介護

外部評価機関による外部評価を実施してください。評価結果については、  
WAM-NET に評価結果を掲載するほか、市に提出し、事業所やホームページ  
においても公表してください。

令和3年度介護報酬改定により、自己評価を運営推進会議に報告し、評価を  
受けた上で公表する方法での実施が可能となりました。当方法で外部評価を実  
施した場合、回数緩和の適用ができなくなりますのでご注意ください。

### ●小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

小規模多機能型居宅介護は「全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会」の  
作成した様式等を、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は「一般社団法人 24  
時間在宅ケア研究会」の作成した様式等を参考にして、事業所における職員の  
自己評価と運営推進会議の委員等による外部評価を実施し、事業所の改善につ  
なげてください。また、評価結果については、市に提出の上、事業所やホーム  
ページにおいても公表してください。なお、新型コロナウイルス感染症の影響  
で通常どおりの開催が難しい場合は、運営推進会議の委員へ書面を送付し外部  
評価を受けてください（内容の確認ができない項目については記載不要です）。

## 8.地域密着型サービス事業所における市外利用者の受入れについて

地域密着型の事業所は基本市内の方のみ利用可能ですが、特別な事情があり  
市が同意した場合に限り、市外の方も利用が可能となる場合があります。しか  
し、市での同意を得ないまま利用を開始してしまう事例や、住民票のある自治  
体を把握しないまま利用を開始し、請求時のエラーで市外の方と判明した事例  
もありますので、市外の方の受入れを検討する場合は、必ず自治体へ相談して  
ください。

## 9.介護サービス相談員派遣等事業について

市では、介護サービス相談員（6名）を月2回（基本的に第2、第4火曜）事業所に派遣しています。

### ●活動目的・内容

介護サービスが提供されている場を訪ね、利用者の日常的な不平、不満、疑問を聞き相談に応じたり、利用者の生活の観察や、サービス提供事業所のサービスの実態を把握し、問題の発見や提起、解決策の提案等を通じて、苦情を未然に防ぎ改善の途を探ります。利用者とサービス提供事業者の両者の橋渡しをしながら、問題改善等介護サービスの質的向上のために活動します。

### ●活動の流れ

- ①訪問の約3週間前 事業所へ訪問の依頼をします。
- ②当日 10時から11時の間、ご利用者のお話を伺います。
- ③後日 事業者へ聞き取り内容の報告をします。

### ●活動背景

平成12年に介護保険制度が始まり、介護サービス利用が行政による「措置」から利用者とサービス提供事業者との「契約」に移行したことで、介護保険制度に定める利用者の権利擁護のために創設された事業です。介護保険法の地域支援事業に位置付けられており、介護サービス相談員派遣等事業の実施について（令和2年5月29日付け厚生労働省老健局計画課長通知）に具体的な活動内容が記されています。

## 10.地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の活用について

標記の交付金については、介護施設等における防災・減災対策を推進するため、スプリンクラー等の整備、老朽化に伴う大規模修繕等のほか、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）を踏まえ、耐震化改修のほか、非常用自家発電設備・給水設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等を支援しています。新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、換気設備の設置事業が新たにメニューに追加されました。

毎年5月頃に、県より当初協議がありますが、通知から必要書類の提出期限まで2週間程度しかありませんので、当交付金の活用をご検討の事業者は早めに高齢者福祉課へご相談ください。

## 11.身体拘束の廃止について（地・総）

厚生労働省は、『身体拘束ゼロへの手引き』をまとめるなど、身体拘束ゼロへ向けた取組を行っています。

事業所においても、前述の手引きなどをご覧いただき、身体拘束とは何か、不必要な身体拘束を行っていないかについて、職員研修や運営推進会議等で意見を出し合い、共有する機会を作っていただくようお願いいたします。

関連して、平成 30 年度より、地域密着型介護老人福祉施設や、認知症対応型共同生活介護の事業所においては、身体拘束廃止未実施減算の減算率が見直されています。減算の対象とならないよう、記録の整備や定期的な研修など、要件を満たす取組を実施してください。

### ●身体拘束廃止未実施減算

身体拘束等を行う場合の記録を行っていない、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 ヶ月に 1 回以上開催していない、身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない、身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していないといった事実が生じた場合、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から 3 ヶ月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入所者全員について所定単位数から減算する。